

## 質疑応答の状況（要旨）

質 問 ・ 意 見	回 答
<p>○抽出案件について</p> <p>1 東部浄水系浅野本線（第5工区）・香南支線（第4工区）外送水管更新工事</p> <p>Q 1 複数の路線をまとめて発注した方が効率的な施工ができ、金額が抑えられるのであれば、今後もまとめて発注することを検討すべきでないか。</p> <p>2 三豊市山本町西讃南部広域農道配水管新設工事</p> <p>Q 1 地域間や工事規模等による入札傾向の分析はしているか。</p> <p>3 坂瀬取水ポンプ所5号ポンプ取替工事</p> <p>Q 1 1者応札だった要因として、公募型指名競争入札としたことによる影響はないか。</p> <p>4 府中湖水質改善施設修繕工事</p> <p>Q 1 同様の工事の発注頻度はどの程度か。</p> <p>Q 2 応札者5者のうち3者が予定価格と同額で入札を行っているが、受注意欲を持って入札に参加するような方策は考えているのか。</p> <p>5 坂出市番の州ポンプ場 No. 1 送水ポンプ修繕工事</p> <p>Q 1 工期が長い理由は何か。</p> <p>Q 2 今回修繕していない別の1基が故障した場合どうするのか。</p> <p>Q 3 緊急の場合であれば、金額的な制限なく随意契約は認められるのか。</p>	<p>A 1 諸経費を抑えられるなどのメリットもあるが、工程や現場の状況等によって複数に分けて発注する場合もあるのでご理解いただきたい。</p> <p>A 1 制度が統一されて1年が経つので、今後分析する必要があると考える。</p> <p>A 1 入札方式による影響はなかったと考えている。</p> <p>A 1 年に1回程度である。</p> <p>A 2 同様の工事は過去の発注件数が少ないため、現時点では具体的な方策は考えていないが、必要に応じて今後検討していきたい。</p> <p>A 1 ポンプ自体が受注生産のため、工期が長くなっている。</p> <p>A 2 更新計画を前倒しして更新していく予定である。</p> <p>A 3 法令で定める随意契約の理由に合致すれば、金額の制限は定められていない。</p>